精神障害者旅客運賃割引規程

制　　定　2023.10. 2　京急広示第589号
一部改正　2026.06.14 京急広示第614号

（適用範囲）

第１条　この規程は，精神障害者が，単独でまたは介護者とともに，当社線および連絡運輸の取扱いをする他社線とを乗車する場合に適用する。

（精神障害者）

第２条　この規程において「精神障害者」とは，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

（注）精神障害者手帳の様式は，次のとおりとする。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成７年９月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

（１）紙様式

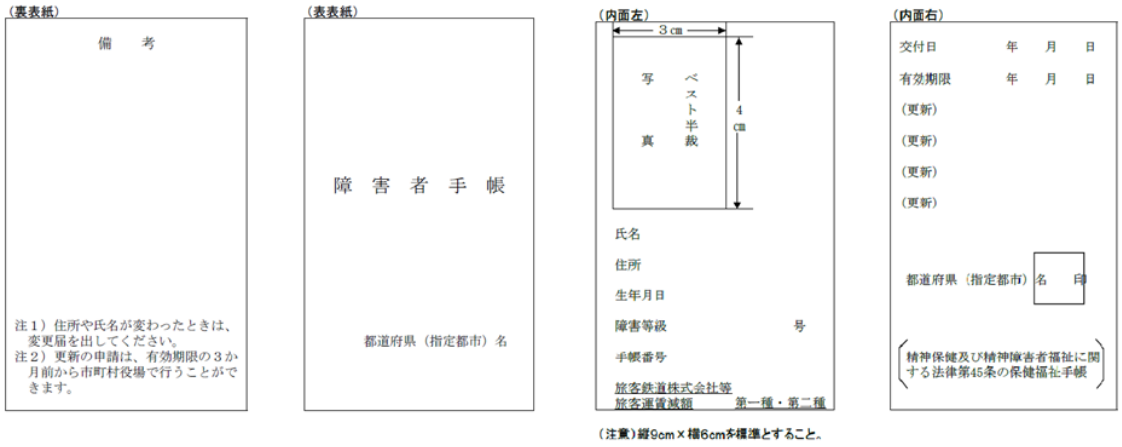

（注意）縦9cm×横6cmを標準とすること。

（２）カード様式

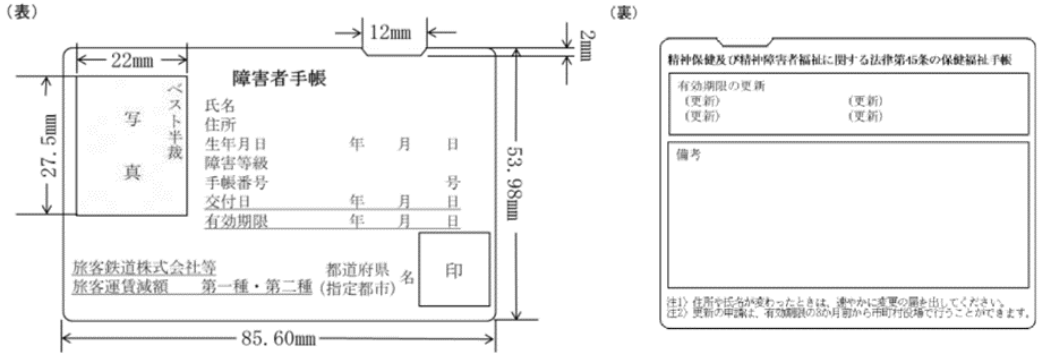

（3）　前２号のほか，「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和８年６月 14 日国鉄事第 217 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは，第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際および第 10 条に定める乗降の際ならびに乗車中の呈示に限り，精神障害者手帳に代わるものとすることができる。

２　前項の精神障害者を，次に掲げる第１種精神障害者および第２種精神障害者に区分する。

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第１種精神障害者	１級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第２種精神障害者	２級	日常生活が著しい制限を受けるか，または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	３級	日常生活または社会生活が制限を受けるか，もしくは日常生活または社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

（注）上記の障害等級および精神障害の状態は，「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」（昭和 25 年政令第 155 号）第６号によるものである。

３　第１種精神障害者および第２種精神障害者の別については，精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第３条　精神障害者が，第１種精神障害者および定期乗車券を使用する 12 才未満の第２種精神障害者であるときは，精神障害者１人に対して，１人の介護者をつけることができる。

２　前項の介護者は，鉄道係員において介護能力があると認める者であって，その購入する乗車券類の種類，乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で，精神障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第４条　精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は，次のとおりとする。

(1)　普通乗車券　第１種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第２種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2)　定期乗車券　第１種精神障害者および 12 才未満の第２種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3)　普通回数乗車券　第１種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は，前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし，精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても，介護者に対して発売する定期乗車券は，前条第２項にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても，介護者に対しては，通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第５条　精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券および割引旅客運賃収受の取扱区間は，当社線および当社線と他社線との連絡運輸範囲内の各駅相互間とする。ただし，精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は，当社線と他社線との片道の営業キロが 101 キロメートル以上の区間を乗車するときに限る。

（割引率）

第６条　精神障害者および介護者に対する割引率は，５割とする。ただし，小児定期乗車券に対しては，旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券の購入申し込み）

第７条　精神障害者が割引乗車券を購入する場合は，有効期限内の精神障害者手帳を発売箇所に呈示し，口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。 ただし，大人の精神障害者が当社線内相互間を乗車する場合に限り，小児普通乗車券を代用して購入する（以下「代用乗車券」という。）ことができる。

（介護者の同行）

第８条　第３条第２項の規定により購入した乗車券は，精神障害者とその介護者とが，同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払い戻し）

第９条　第３条第２項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは，精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについても，ともに行う場合に限って取り扱う。どちらか単独の払い戻しは行わない。

（精神障害者手帳の携帯）

第 10 条　精神障害者またはその介護者は，乗降の際および乗車中は，有効期限内の精神障害者手帳を携帯し，鉄道係員の請求があったときは，いつでも呈示しなければならない。

（乗車券の発行方）

第 11 条　精神障害者および介護者が有効期限内の精神障害者手帳を呈示して，乗車券の購入を申し出たときは，同手帳の記載事項を確認のうえ，乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1)　単独用として発売する乗車券

イ　ゴム印による表示

直径約１cm

ロ　自動券売機等により発売する乗車券

縦 0.8cm
横 0.9cm

(2)　介護付用として発売する乗車券

イ　ゴム印による表示

（イ）　精神障害者本人に対するもの

直径約１cm

（ロ）　介護者に対するもの

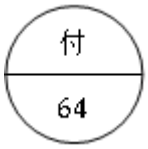

直径約１cm

ロ　自動券売機等により発売する普通乗車券および回数乗車券

（イ）　精神障害者本人に対するもの

縦 0.8cm
横 0.9cm

（ロ）　介護者に対するもの

縦 0.8cm
横 0.9cm

ハ　自動券売機等により発売する定期乗車券

（イ）　精神障害者本人に対するもの

一辺 0.4cm

（ロ）　介護者に対するもの

一辺 0.4cm

（注１）精神障害者および介護者に発売する代用乗車券には小児普通乗車券「小」と表示する。

（注２）精神障害者に発売する小児用定期乗車券は，旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表示をすること。

（その他の取扱方）

第 12 条　前各条の規定以外の取扱方は，旅客運送に関する一般の規定による。

附　則

この規程は，2026 年６月 14 日から施行する。